

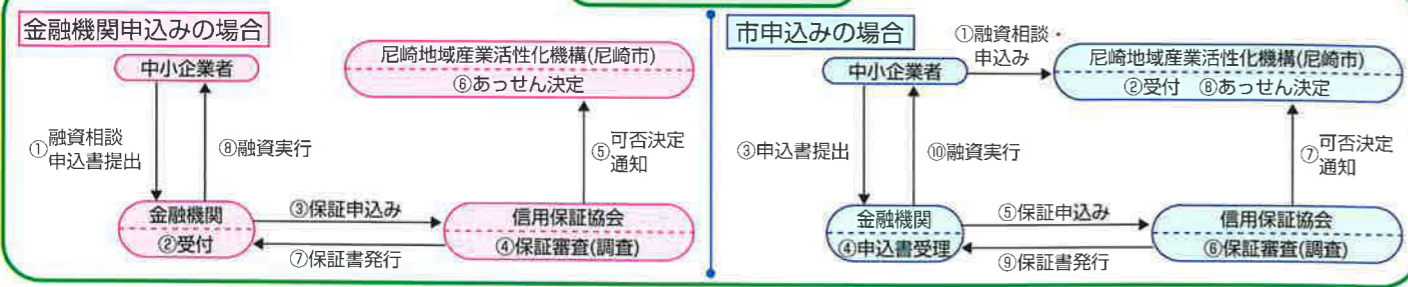
# 尼崎市

# 中小企業資金融資制度

## のご案内



### 融資手続きの流れ



### 融資相談・融資申込窓口

●下記の金融機関の市内本支店で、直接お申込みができます。

銀行	三井住友、関西みらい、池田泉州、但馬、阿波、四国、みなと、京都、南都、徳島
信用金庫	大阪、北おおさか、播州、尼崎、日新
信用組合	兵庫県、兵庫ひまわり
政府系	商工組合中央金庫

\*関西みらい銀行、池田泉州銀行、みなと銀行、京都銀行、尼崎信用金庫、日新信用金庫については、一部の市外店舗でも受け付けています。  
\*地域商業振興資金融資及び企業立地支援資金融資については、尼崎地域産業活性化機構へお申し込みください。

●公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（融資相談とお申込みができます。）  
〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6-68 尼崎市中小企業センター3階  
電話：06-6488-9565 FAX：06-6488-9525  
受付日時：毎週月曜日～金曜日（ただし祝日、年末年始を除く。） 午前9時から午後5時まで

### 取扱金融機関

●下記の金融機関の市内本支店からの融資となります。ただし、協同組合等転貸資金融資制度は三井住友銀行、尼崎信用金庫、商工組合中央金庫からの融資となります。

銀行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、関西みらい、池田泉州、但馬、阿波、四国、みなと、京都、南都、徳島
信用金庫	大阪、北おおさか、播州、尼崎、日新
信用組合	兵庫県、兵庫ひまわり
政府系	商工組合中央金庫

\*関西みらい銀行、池田泉州銀行、みなと銀行、京都銀行、尼崎信用金庫、日新信用金庫については、一部の市外店舗でも取り扱っています。

### 信用保証及び信用保証料について

●信用保証  
制度の利用には原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要です。  
（地域商業振興資金融資制度及び企業立地支援資金融資制度を除く。）

●保証料  
0.45%から1.90%の範囲で、段階的に保証料率が設定されます。また、創業に関する融資制度については、市が保証料の一部を助成します。

兵庫県信用保証協会阪神事務所  
〒660-0881  
尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所ビル3F  
TEL 06-6411-4133  
FAX 06-6411-4144

### その他公的融資等の相談機関

- 尼崎商工会議所 TEL06-6411-2251
- 阪神南県民センター県民交流室（産業振興担当） TEL06-6481-7669
- (株)日本政策金融公庫 尼崎支店 TEL06-6481-3601
- (株)商工組合中央金庫 尼崎支店 TEL06-6481-7501

### セーフティネット保証制度について

セーフティネット保証制度は、取引先企業等の倒産や事業活動の制限、自然災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき、市長に特定中小企業者の認定を受けることにより、保証限度額の別枠化、一定保証料率の適用を行うものです。

なお、この制度の問合せ及び認定申請の受付は、融資相談・融資申込窓口の欄に記載の公益財団法人尼崎地域産業活性化機構です。

●本制度融資の制度内容については、下記へお問合せください。

尼崎市経済環境局経済部地域産業課（発行元） 〒660-0876 尼崎市竹谷町2-183 出屋敷リベル3階  
TEL：06-6430-9750

[http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/yusi\\_josei/yusi\\_sonota/O68yuusi.html](http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/yusi_josei/yusi_sonota/O68yuusi.html)

尼崎市  
公益財団法人尼崎地域産業活性化機構

■尼崎市中小企業資金融資制度一覧表

☆太線内の創業に関する融資制度については、市が信用保証料の一部を助成します

\*主な要件だけを記載しているため、これ以外の要件がある場合もあります。

制度名	項目	融資対象者	NPO法人の 申込の可否	資金 用途	融資限度額	融資利率 (年率)	融資期間 ( )内は内据置期間)	信用 保証	信用保証 料助成	備 考
サポートワイド資金融資	長期	一般的な事業資金を必要とする中小企業者 ※総額が融資限度額の範囲内であれば、ご利用中の他の制度の残債の決済を条件として、当該制度に一本化できます。(協同組合等転貸資金融資、地域商業振興資金融資、企業立地支援資金融資を除く。)	○	運転 設備	3,000万円 (組合は1億5,000万円)	1.50%	120 (12) か月以内	原則として必要	—	<b>1 中小企業者</b> 資本金3億円(小売・サービス業は5千万円、卸売業は1億円)以下又は常時使用する従業員数300人(小売業は50人、卸売・サービス業は100人)以下の会社・個人事業者のうち、本市内に存する店舗、工場、事業所等をその事業の用に供し、又は供しようとするものをいいます。  <b>2 融資対象者</b> (1) 市内で1年以上保証対象事業を営んでいること(起業アシスト資金融資、起業パワフルアシスト資金融資、企業立地支援資金融資については事業歴要件は不要とし、小規模特別融資については事業歴要件は6か月以上とする。)。なお、個人事業者が法人成りした場合は、個人事業の期間を通算します。 (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 営業許可等を必要とする業種については、その許可等を受けていること。 (4) 信用保証協会の代位弁済及び銀行取引停止処分でないこと。 (5) 尼崎市暴力団排除条例に掲げる、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。 (6) 各制度の申込要件に該当すること。  <b>3 資金使用</b> (1) 投機資金、生活資金等事業経営に関係のない資金は対象になりません。 (2) 設備の設置場所は市内に限ります。  <b>4 返済方法</b> 元金均月賦返済(サポートワイド資金融資(短期)は、月賦返済)  <b>5 借換等の条件</b> (1) 借換 総額が融資限度額の範囲内であれば、ご利用中の制度の残債の決済を条件として、借換が可能です。(地域商業振興資金融資、企業立地支援資金融資を除く。) (2) 重複利用 総額が融資限度額の範囲内であれば、重複して同じ制度をご利用いただくことも可能です。(地域商業振興資金融資、企業立地支援資金を除く。) (3) 併用 同時に複数、異なる制度をご利用いただくことも可能です。  <b>6 連帯保証人及び担保</b> (1) 信用保証協会又は取扱金融機関の定めにより必要となる場合があります。 (2) 地域商業振興資金融資及び企業立地支援資金融資は、信用保証制度に基づかない制度ですので、取扱金融機関の定めによります。  <b>7 起業アシスト資金融資における自己資金について</b> 次の申込人名義の(a)~(d)の合計額とする。 (a) 預貯金 (b) 有価証券等 (c) 資本金・出資金・敷金・入居保証金等 (d) 不動産以外の事業用設備等
	短期			運転	1,000万円 (組合は5,000万円)	1.50%	12 (6) か月以内			
小規模特別融資		一般的な事業資金を必要とする特定小規模企業者〔常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1~6号のいずれかに該当する者〕	×	運転 設備	2,000万円 (既存の保証付き融資残高を含む)	1.20%	84 (6) か月以内	必要		
協同組合等転貸資金融資		組合員に資金を転貸しようとする協同組合等〔協同組合、商店街振興組合等、中小企業信用保険法第2条第1項第3・4・7~11号のいずれかに該当する者〕	×	運転	1億5,000万円 (1組合員1,500万円以内)	1.50%	60 (6) か月以内	必要に応じて		
地域商業振興資金融資		本市内において、共同して施設の建替え、共同店舗化又は増築、改築、改装を実施しようとする商業団体〔中小企業信用保険法第2条第1項第4号に該当する小売市場又は第8号に該当する者〕	×	設備	5億円	0.70%	180 (36) か月以内	対象外(金融機関の融資承諾が必要)		
環境保全資金融資		①公害防止施設の設置、②工場等の緑化、③ISO14000シリーズの認証取得・更新、④温室効果ガスの削減に寄与する設備更新又は設備導入、⑤あまがさきエコプロダクツ認証製品の販路拡大等を行う中小企業者	○	運転 設備	2,000万円 (組合は3,000万円)	1.00%	120 (12) か月以内	原則として必要		
起業アシスト資金融資		事業を営んでいない個人で1か月以内に事業を開始する者、若しくは、事業を営んでいない個人で2か月以内に会社を設立する者(いずれも事業開始又は会社設立(以下「開始」)後3年未満の者を含む) ※開始後半年未満の者は、開始時の自己資金が融資資金の20%以上あることが要件となります。 ※法人成りした会社は当該制度を利用することができません。	×	運転 設備	2,000万円 (既存の創業関連保証の融資残高を含む)	0.45%	84 (12) か月以内	必要	1/3	
起業パワフルアシスト資金融資	事業を営んでいない個人で1か月以内に事業を開始する者、若しくは、事業を営んでいない個人で2か月以内に会社を設立する者〔(いずれも事業開始又は会社設立後3年未満の者を含む)〕 ※特定創業支援事業の支援を受けた者、若しくは、本市の創業支援オフィスに入居しインキュベーションマネージャー等の指導を受けた者であることが要件となります。 ※法人成りした会社は当該制度を利用することができません。	2,000万円 (既存の創業関連保証の融資残高を含む)	0.45%		1/2					
第二創業等支援資金融資		現在の事業を継続しながら他の事業に進出(第二創業)、若しくは、事業を廃止して他の業態に転換(事業転換)しようとする中小企業者(進出若しくは転換後1年以内のものを含む)	○		3,000万円	1.10%	120 (12) か月以内	原則として必要	3/10	
セーフティネット特別融資		中小企業信用保険法第2条第5項の各号の認定を受けている中小企業者、若しくは、売上減少や取引先の倒産等に伴い資金が必要な中小企業者	○	運転	3,000万円	0.80%	120 (24) か月以内	原則として必要		
企業立地支援資金融資		本市内において、事業所の新設、増設、建替、市内間移転、又は設備更新をしようとする中小企業者〔尼崎市企業投資活動促進条例第3条に規定する認定事業者に該当する者〕	×	設備	10億円 (対象経費の80%以内)	1.05%	120 (24) か月以内	対象外(金融機関の融資承諾が必要)		